

市立大津市民病院看護衣賃貸借 業務仕様書

1 件 名

市立大津市民病院看護衣賃貸借

2 目 的

地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）では、病院看護職員が着用する看護衣を清潔かつ快適に維持管理するとともに、その経費節減を図り、もって病院業務の円滑な運営に資することを目的として、看護衣を賃借するとともに、洗濯を主とした保守業務を契約します。

3 納入場所

地方独立行政法人市立大津市民病院 大津市本宮 2 丁目 9 - 9

4 賃貸借期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とし、長期継続契約とします。

5 内 容

(1) 供給物品及び数量

- ・別表 1 (A 又は B で価格の安価な方を選択) (ただし、人数は保証数ではありません。)。数量は、一人 4 枚とします。

- ・サイズ別の内訳は契約業者 (以下「乙」という。) 決定後に提示するものとする。

- ・供給物品が履行期間内に廃番となり、供給が困難になった場合には、双方協議の上同等品を選択することとする。

- ・履行開始日から着用できるよう準備し、納品すること。

(2) 管 理

- ・看護衣は個人貸与するものとし、洗濯耐久性のある識別ラベル等を備え付けること。

(3) 洗 濯

- ・洗濯は、クリーニング業法第 3 条第 3 項の定める衛生基準に従うとともに、病院で着用する目的や性質を考慮のうえ適切な処理を行うこと。

- ・洗濯物の納入及び回収は、少なくとも週 4 回以上行うこと。回収 3 日後 (中 2 日) には必ず納入すること。また集配日が祝日であっても納入及び回収を行うこと。その際、清潔物については、甲指定の場所に、乙負担でハンガースタンドを設置し、納入すること。また、洗濯物については、甲指定の場所に乙負担

でランドリーカートを設置し、回収すること。

- ・貸与枚数範囲でのクリーニングの回数制限はもうけないこととする。

(4) 供給物品の交換又は破損修理

- ・補修（ボタンの外れ、ほつれ、ファスナーの不具合等）は、洗濯回収時に乙負担で対応すること。また、交換（破損、破れ、サイズ交換等）についても乙負担で対応すること。
- ・平常業務の中で発生した汚れ及び破損で、洗濯及び修理により対応できない場合は乙負担で看護衣を交換することとする（再生品の使用を可とする）。また、体型の変更等によるサイズ変更についても同様とする。
- ・個人毎の裾直しは無償で行うこと。
- ・新規採用がある場合は、甲の指示に基づき速やかに供給すること。
- ・退職者があった場合は、1人分をまとめて集配にて回収すること。
- ・マタニティーを乙負担で準備すること（再生品等で可）。
- ・緊急時の予備を常備すること（再生品等で可）。
- ・試着用として下記を常備すること（再生品等で可）。
男女看護師用上衣・ズボン、看護補助用上衣・ズボン 各サイズ 1枚
- ・必要に応じ在庫管理データを当院に提供すること。

(5) その他

この仕様書および契約書を適用して判断することが困難な業務、または疑義があるときは、双方協議の上決定するものとする。